

## 中古品判断基準に関する議論の経緯及び論点

## 1. 背景

○ 近年、部品や金属の回収等を目的として、電気・電子機器廃棄物（E-waste）の越境移動が急増している。E-wasteには鉛等の有害物質が含まれている場合があり、輸出先で不適正に処理されると、人の健康及び環境に悪影響を及ぼすおそれがあるため、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下、「バーゼル条約」という。）の枠組みにおいて、輸出の規制が行われる必要がある。

○ 我が国で発生する使用済み電気・電子機器は、海外へ輸出されて直接再利用（以下、「リユース」という。）されるものも少なくない（参考資料 1-1）。一方で、輸出先、特に発展途上国において E-waste が不適正に処理されている背景として、実際には中古利用に適さない使用済み電気・電子機器が、中古品と偽って輸出され、部品や金属等が不適正に回収されている実態が指摘されており、その対策は予断を許さない状況にある。（参考資料 1-2）。

（参考）使用済み家電のフロー推計（平成 23 年度、4 品目合計）（参考資料 1-1）によると、家庭・事業所から排出された使用済み家電 3,136 万台のうち、294 万台が中古輸出として海外へ輸出されている。（貿易統計）

○ こうした実態を踏まえ、環境省は、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」（以下、「バーゼル法」という。）に基づき、輸入国における人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的として、バーゼル法の規制対象の明確化を行ってきた。平成 21 年には、使用済みブラウン管テレビに関し、リユース目的での輸出であると客観的に判断される基準として、「使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古品判断基準」（以下、「ブラウン管 TV の中古品判断基準」という）を策定・適用し、さらに、平成 24 年度には、ブラウン管テレビ以外の家電も対象とした「使用済み電気・電子機器の輸出時における中古品判断基準」（以下、「中古品判断基準」という。）の策定に向けて、議論を行った。

○ また、平成 24 年 4 月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）の観点から、中古または使用済家電製品を輸出しようとする際の注意点について通知し（参考資料 2-1）、この中で、中古又は使用済家電製品を輸出しようとする際の廃棄物該当性の判断には、使用済家電製品の廃棄物該当性の判断についての課長通知（平成 24 年 3 月）の考え方が適用されるとした（参考資料 2-2）。

（参考）使用済家電が廃棄物に該当する場合、当該家電がバーゼル法に定める有害性を有する場合は廃棄物処理法及びバーゼル法の規制対象となり、輸出の際には両法に基づく手続きが必要となる。

- 一方、バーゼル条約の下では、条約の枠組みの中で扱われるべき E-waste の明確化について議論されており、「廃棄物と非廃棄物の区別に関する E-waste の越境移動に関する技術ガイドライン」（使用済み電気・電子機器を中古品（非廃棄物）として取り扱う場合の判断に係る項目が盛り込まれている。）（以下、「E-waste ガイドライン」という。）が、第 12 回締約国会議（COP12）（平成 27 年 5 月）における採択に向けて議論されている。E-waste ガイドラインは、使用済み電気・電子機器を中古品（非廃棄物）として取り扱う場合の判断に係る項目が盛り込まれており、その目的及び要素は、中古品判断基準と同一のものである。
- E-waste ガイドラインは、その採択後、国際的なガイドラインとして共有されることとなることから、中古品判断基準は、E-waste ガイドラインと整合のとれた、国際的な要求に耐えうる基準とする必要がある。

## 2. 中古品判断基準に関する議論の経緯

- 中古品判断基準（案）について、平成 24 年 6～7 月にパブリックコメントを募集したところ、判断基準の一項目である「正常作動検査」に関するコメントが多く提出された（参考資料 3）。具体的には、正常作動性の内容の明確化を求める意見や、正常作動検査の適用に反対する意見（リユースできない使用済み電気・電子機器であっても輸出先国において修理し中古利用が行われている実態があることや、輸出前の正常作動検査には多くのコストがかかりビジネスが成り立たなくなること、また、輸出した機器の追跡（トレーサビリティ）を正常作動検査の代替として認めるよう求めるもの）が寄せられた。
- 正常作動検査に関しては、ブラウン管 TV の中古品判断基準の策定時も同様な議論があり、現在、トレーサビリティの確保を正常作動検査の代替的手段として実施している事業者が存在する。昨年度の検討会では、パブリックコメントでの意見を受け、使用済みブラウン管テレビに関して、トレーサビリティシステムを運用している事業者からヒアリングを行うとともに、その輸出先の現地調査を行った。
- この結果、①登録されている住所に輸入者等が存在しないなど登録情報が不正確な事例が調査対象の中に多数みられたこと、②輸入者から輸出者への修理不能品に関する報告やその返送が行われておらず、またジャンクショップに売却されているとの輸入者の証言があったことから、当該トレーサビリティシステムが十分に機能していないことが確認され、検討会は、使用済みブラウン管テレビのトレーサビリティシステムの見直しを含め、実効性のある正常作動検査の代替手段が取り得るか検討が必要であると結論づけた。

（参考）ブラウン管 TV の中古品判断基準（参考資料 4）は、平成 21 年 9 月から適用されている。トレーサビリティを確保した場合、例外的に通電検査（正常作動検査）に代えられる可能性があるとし、その妥当性については環境省・経済産業省に相談することとした。現在、1 事業者がトレーサビリティシステムを運用してきたが、現在は、昨年の現地調査結果を踏まえ、事業者より示された改善案を暫定運用している。

### 3. 中古品判断基準に関する論点

本検討会における中古品判断基準に関する論点を別紙に示す。

中古品判断基準に関する論点は次のとおりである。

- 基準案の策定・適用及び代替手段の審査の進め方（案）で差し支えないか。→【資料2】
- E-waste ガイドラインを踏まえた修正方針（案）は妥当か。→【資料3】
- 特定家庭用機器4品目に係る既存の判断指針、資料3に係る議論を踏まえた修正案等を中古品判断基準に記載することは妥当か。→【資料4】
- 代替手段の要件（案）は妥当か。→【資料5】

※なお、ブラウン管TVの中古品判断基準（平成21年9月適用）に係る対応は以下のとおりとしたい。

- ✓ 現在1事業者において暫定的に運用されているブラウン管TVの中古品判断基準の正常作動検査の代替手段（トレーサビリティシステム）は、昨年度検討会において、十分に機能していないことが指摘された。当該トレーサビリティシステムについては、現在は当該事業者により示された改善案の暫定運用を行っているが、本検討会で議論する代替手段の要件への適合性については審査プロセスを経て決定する必要があるため、事業者からの提案を受け、審査会の中で改めて議論する。
- ✓ また、トレーサビリティシステムの運用と切り離し、ブラウン管TVの中古品判断基準を本検討会で議論する中古品判断基準に統合する。（なお、ブラウン管TVについては、正常作動性に係る基準の猶予期間中もこれまでどおり通電検査（正常作動検査）に係る基準を適用する。）
- ✓ ブラウン管TVの中古品判断基準の統合に伴い、ブラウン管TVを含めた特定家庭用機器<sup>1</sup>に関しては、中古または使用済家電製品を輸出しようとする際における、廃棄物該当性の判断において適用されている考え方を適用して、年式・外観に係る判断項目を中古品判断基準の別表に記載する。

（注）特定家庭用機器は鉛、フロン等を含有し、バーゼル法に定める有害性を有するため、それが廃棄物に該当する場合、バーゼル法の適用対象にもなる。

---

<sup>1</sup> 家電リサイクル法第2条第4項に規定する特定家庭用機器をいう。

# 中古品判断基準に関する論点

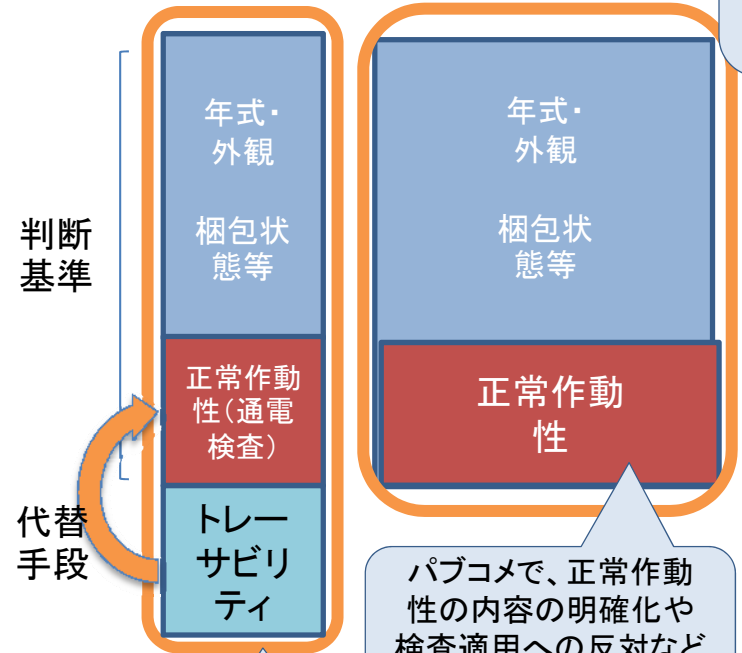
資料1別紙

## パブコメ(H24.6月)時の案

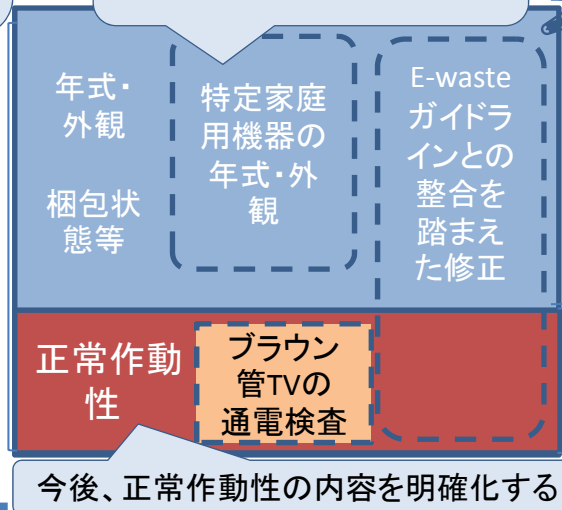
ブラウン管TV判断基準 (H21.9月～)      中古品判断基準 (パブコメ版)

## 今回の案

ブラウン管TV判断基準      中古品判断基準へ統合



トレーサビリティシステムと切り離し、中古品判断基準へ統合



対象4品目については、年式・外観を別表に記載する

今後、正常作動性の内容を明確化する

今後審査プロセスの中で改めて議論する

<論点②>  
E-wasteガイドラインを踏まえた修正方針(案)【資料3】は妥当か。

- (適用時期・プロセス)
- H25.10月から適用
  - 猶予期間を設け、H26.4月から適用 (ブラウン管TVの通電検査は猶予期間もこれまでどおり実施)
  - 要件を示し提案受付：H25年度中に審査 (ブラウン管TVのトレーサビリティは、審査結果が出るまで暫定運用)

パブコメ後、昨年度検討会で問題があることが指摘され、現在は改善案を暫定運用中

パブコメで、正常作動性の内容の明確化や検査適用への反対などの意見が寄せられた

<論点③>  
特定家庭用機器4品目に係る既存の判断指針、論点②の議論を踏まえた修正案等を判断基準に記載することは妥当か。  
【資料4】

<論点④>  
代替手段の要件(案)【資料5】は妥当か。

<論点①>  
基準案の策定・適用及び代替手段の審査の進め方(案)【資料2】で差し支えないか。